

家賃減免制度について

病気療養や災害等により世帯収入が一時的に著しく減少し、住宅使用料(家賃)の支払いが困難である場合に利用していただく制度です。家賃減免が適用される期間は原則、申請が受理された翌月から当該年度末までです。その間、住宅使用料(家賃)の一部が免除となりますが、減免申請には所得基準やその他申請要件がございますので、詳しくは公社へお尋ねください。



【減免対象となる収入減少の理由】

- ▲病気等で長期にわたる療養を必要とし、費用がかさんだとき
- ▲収入のある方が失職したとき
- ▲その他前記に準ずる特別な事情があるとき

※継続的に収入が減少する場合には、収入再認定制度がありますので、申請に関する詳細は、公社へお尋ねください。

家賃の支払い、ひとりで悩まず相談を!

新型コロナウイルスの影響による家賃滞納に関する相談などもひとりで悩まずご相談ください。

当公社窓口では、社会福祉士の資格を持った専門相談員が、福祉事務所その他関係機関と連携を図りながら、県営住宅家賃滞納に関する相談に応じます。



専用相談窓口
専門ダイヤル

☎ (098) 917-1210

☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

受付時間:8:30~17:15(土日祝日・年末年始は除く)

- 名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関すること《入居係》 ☎098-917-2206
(例:親族を同居させたい)
(例:名義人の死亡、離婚)
(例:連帯保証人の死亡、転職、住所や電話番号の変更)
- 県営住宅退去・減免申請、
入居者の異動、収入申告に関すること《収入調査係》 ☎098-917-2435
(例:結婚や進学・就職によって団地から転出)
- 駐車場(車庫証明発行、契約・解除手続き等)に関すること《駐車場係》 ☎098-917-2437
(例:車両を変更した)
- 家賃支払いに関すること《収納係》 ☎098-917-2436
- 家賃滞納に関する相談・心配事《専門相談員》 ☎098-917-1210
- 修繕の申込・相談に関すること
模様替え申請に関すること《施設整備係》 ☎098-917-2438

下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております。

- ・名護出張所 ☎0980-43-7970 FAX:0980-43-7971
- ・コザ出張所 ☎098-988-7686 FAX:098-988-7687
- ・宜野湾出張所 ☎098-917-6173 FAX:098-917-6174

※修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合がございます。お急ぎでない方は他の時間帯をご用ください。
※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡していただくようお願いいたします。

けんえいじゅうたく

県営住宅だより

2021

夏号

【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



第7号

台風への備えはととのっていますか。

台風時等には、ラジオ、テレビなどのニュースをよく聞くとともに、次の点に注意して、万全の備えをしましょう。



●強風時に窓を開けるときの、扉があられたり、物が落下・転倒することにより、思わぬ怪我をすることがありますので、十分注意しましょう。



●バルコニーの排水口が詰まらぬよう、あらかじめ、掃除をしておいてください。(ベランダや廊下など冠水の原因となることがあります。)



●窓や出入口の戸締まりを厳重にして、すき間をタオルなどでふさいでください。この場合、窓枠下部に、外側から荷造り用テープを張り、さらに内側からサッシの敷居部分をタオル等で押さえると効果があります。



●台風時に外出する場合には、戸締まりを厳重にし、風雨の激しいときは、すき間から漏れた水で畳がぬれたり階下に漏水して迷惑をかけることとなりますので、特に注意してください。



●風が強くなる前に、バルコニーの植木鉢やあき箱などは取り込み、物干しざおは、フックやバルコニーの「さん」に結んで固定又は外して下に置くなど対策をしましょう。



●断水、停電に備えて普段から飲料水、トイレ用水、懐中電灯、ラジオ、電池などを準備しておきましょう。

気象情報の検索→

検索

<https://www.jma-net.go.jp/okinawa/>

新型コロナウイルス感染症対策の徹底を！

日本全国で感染が多数報告されている新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、基本的な感染症対策を今一度徹底しましょう。

ウイルス感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保 ② マスクの着用 ③ 手洗い

① 3密を避ける

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密閉場所
- ・間近で会話や発声をする密接場所



シュウコウくん

② 正しいマスクの装着方法

- ・鼻と口の両方を確実に覆う
- ・フィットするように調節する



③ 手洗いの、5つのタイミング

- ・公共の場所から帰った時
- ・咳やくしゃみ、鼻をかんだ時
- ・ご飯を食べる時(前と後)
- ・病気の人のケアをした時
- ・外にあったものに触った時



こんな困ったことはございませんか？

ご入居中に各種変更が生じる場合は届出や申請が必要です

各種手続きにはそれぞれ条件がありますので、事前に那覇本社又は最寄りの出張所までお問い合わせください。
(これらのほかにも届出が必要なものもあります。)

同居者に変更があるとき

- お子さんが生まれたときや、同居者が転出、死亡などで減少したとき
- 婚姻や扶養目的などで、当初からの同居親族以外の人を同居させようとするとき

氏名・勤務先等に変更があるとき

- 名義人または同居者の氏名が変わったとき
- 名義人の勤務先または勤務場所に変更があったとき
- 名義人の連絡先や緊急連絡先の変更があった時

保証人に変更があるとき

- 保証人を変更しようとするとき
- 保証人の住所・氏名・勤務先・勤務場所に変更があったとき

住宅を長期に不在にするとき

- やむを得ず県営住宅を長期不在になるときは、承認を受けなければなりません。また、県営住宅に戻ってこられたときもすみやかに届け出てください。

名義人の変更があるとき (入居者の地位の承継承認申請)

- 名義人が死亡またはやむを得ない事情で退去された場合に、同居者が引き続き居住しようとするとき

退去を予定されている方は、退去予定日の10日前までに公社窓口でのお手続きが必要となります。
駐車場の明渡しを予定している方は、明渡し予定日の10日前までにお手続きが必要となります。

収入申告書の提出期限は6月30日です (※原則郵送)

「収入申告書」の提出は県営住宅にお住まいの方の義務です。まだ提出されていない方については、世帯の収入状況にかかわらず、**近傍同種の住宅 (近隣の民間賃貸住宅) の家賃並みの使用料を負担**していただくこととなりますので早めに提出をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送での提出**にご協力ください。

収入申告のしおりの5ページの控除額の記載に誤りがありました。お詫びを申し上げます。 (ご提出する書類に追加はございません。)

- ・別居扶養親族控除額 (誤) 10万円⇒(正) 38万円
- ・老人扶養親族控除額 (誤) 25万円⇒(正) 10万円



☆収入申告義務の緩和に関するお知らせ☆

県営住宅にお住まいの皆様には、毎年収入申告をしていただき、これに基づいて県で来年度の家賃を決定しています。しかし、認知症など入居者自ら収入申告が難しい場合は、県が調査した収入額をもとに家賃の決定を行うことができる制度があります。

制度の利用を希望する方がいらっしゃいましたらご相談ください。

【お問合せ先】収入調査係 098-917-2435

家賃のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。

家賃などの納付は

口座振替をご利用ください。

らくらく！

金融機関に納付に出向く必要がなく便利です。

あんしん！

納付ごとに自動で引き落とされ、収め忘れがなく確実です。

かんたん！

一度手続きすれば自動継続されるので簡単です。



■預金口座振替依頼書は収納係にて用意しております。

※収納係にお電話での請求もできます。

■預金口座振替依頼書を金融機関窓口へ直接ご提出ください。

※口座振替の手続き完了までに45日程度かかります。

■沖縄県内金融機関でのお取り扱い

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、JA沖縄、コザ信金、沖縄労働金庫の各支店も対応しております。

【お問い合わせ先】

沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課
収納係 TEL 098-917-2436